

調査の概要

1 調査の目的

この調査は、国の指定統計（第13号）として、学校に関する基本的事項を調査し、学校教育行政上の基礎資料を得ることを目的に、昭和23年から毎年実施されている。

2 調査の期日

平成19年5月1日現在

3 調査の対象

小・中・高等学校、特別支援学校、幼稚園、専修学校、各種学校及び市町教育委員会

4 用語の解説

- (1) 「特別支援学校」とは、平成19年4月1日から盲・聾・養護学校が一本化されたものをいう。
- (2) 教員数のうち、
 - ・「本務教員（本務者）」は、校長、教頭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤（期限付）の講師等があり、休職、産休、育児休業者やこれらの代替者を含める。
 - ・「兼務者」は他校との兼任者等のほか、非常勤の講師の者をいう。
- (3) 中学校の卒業者のうち、
 - ・「高等学校等進学者」とは、下記の学校に進学した者をいう。
 - ア 高等学校（本科・別科、通信制を含む）
 - イ 高等専門学校
 - ウ 特別支援学校高等部（本科・別科とも）
 - ・「専修学校（一般課程）等入学者」とは、専修学校（一般課程）のほか各種学校（予備校等）、公共職業能力開発施設等に入学した者をいう。
 - ・「就職率」には、就職者のほか高等学校等進学者、専修学校（高等課程）進学者及び専修学校（一般課程）等入学者のうち就職している者も含む。
- (4) 高等学校卒業者のうち、
 - ・「大学等進学者」とは、下記の学校に進学した者をいう。
 - ア 大学・短期大学（本科・別科とも）
 - イ 大学・短期大学の通信教育部及び放送大学
 - ウ 高等学校（専攻科）及び特別支援学校高等部（専攻科）
 - ・「専修学校（一般課程）等入学者」とは、専修学校（一般課程）のほか専修学校（高等課程）、各種学校（予備校等）、公共職業能力開発施設等に入学した者をいう。
 - ・「就職率」には、就職者のほか大学等進学者、専修学校（専門課程）進学者及び専修学校（一般課程）等入学者のうち就職している者も含む。
 - ・「左記以外の大学・短大等進学率」は、「大学等進学者」のうち「大学（学部）」及び「短期大学（本科）」を除き、「大学・短大の通信教育部等」、「大学・短大（別科）」、「高等学校（専攻科）」及び「特別支援学校専攻科」を加えた進学率をいう。

5 増加率

- ・調査結果の増加率については次式により算出している。

$$(A_1 - A_0) / A_0 \times 100$$

A_1 : 当該年（度）の計数

A_0 : 前年（度）の計数

6 その他

- ・表中の数字のうち構成比（％）は、四捨五入してあるため合計が100%にならない場合がある。
- ・表中「－」は、該当数値のないものである。
- ・表中「…」は、調査項目にないため不明のものである。
- ・この報告の数値は概数であり、文部科学省が例年12月ごろ公表する「平成19年度学校基本調査報告書」の数値が確定数となる。